



□■□ 事故防止メルマガ「Think」

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

1. 10月前半の管理ごよみ
2. 安全管理法律相談～派遣労働者のドライバーが腰痛を訴えたのですが
3. 危機管理意識を高めよう～白バス運行の危険
4. 交通事故にかかる企業の責任（12）
5. 今日の朝礼話題
6. 「2014 運行管理者・配車担当者手帳」予約受付中

★ 10月前半の管理ごよみ

- ◆ 1日（火）～7日（月）  
— 全国労働衛生週間
- ◆ 9月1日（日）～10月31日（木）  
— 自動車点検整備推進運動強化月間
- ◆ 3日（木）  
— 睡眠の日
- ◆ 9日（水）  
— トラックの日
- ◆ 10日（木）  
— 目の愛護デー
- ◆ 14日（月）  
— 体育の日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2013/09/10/kongetsu-untankanri13-10/>

■ 安全管理法律相談

第5回『派遣労働者のドライバーが腰痛を訴えたのですが・・・』

・ 質問

派遣労働者のドライバーが腰痛を起こし、労基署から「労災隠しではないか」と連絡がありました。このような場合、どういった責任を負うのでしょうか？

・ 回答

ご質問のケースでは、ドライバーの腰痛が労働災害であると認められれば、派遣元において労災補償給付を利用することになります。派遣先会社については、会社の指揮命令、業務や勤務体制等がドライバーの腰痛の原因となり、会社の安全配慮義務違反が認められる場合には、派遣先会社が損害賠償責任を負うことになります。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/09/11/houritsu-5-hakenrousai/>

---

## ■危機管理意識を高めよう

---

『白バス運行の危険に気づいていますか?』

仲間うちなどでマイクロバスを借りて小旅行を楽しむグループも多いと思います。しかし、乗る人からお金を徴収している場合は白バス運行に該当しますから注意しましょう。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/09/13/kikikanri-shirobasu/>

---

## ■交通事故と企業の責任（12）

---

前は、駐車車両に後続車が追突した事故で、車の所有者の「使用者責任」「運行供用者責任」を認めなかった事例でした。

今回は、名義変更前の車の事故で、名義人の「運行供用者責任」を認めた事例を紹介します。

『事故車両の名義人に「運行供用者責任」を認める』

化粧品店を営んでいるAは、原付バイクを運転して片側2車線道路を走行中に、信号機のない交差点を横断していた女性（69歳）と衝突し、硬膜下血腫、脳挫傷等の重傷を負わせました。

重傷を負った女性は、原付バイクがAの三男であるBの名義になっていたことから、Aに対して民法709条に基づく不法行為による損害賠償責任を、Bに対しても自賠法3条に基づいて運行供用者責任があるとして、損害賠償を請求しました。

原付バイクは、日頃Aがほとんど仕事等で使用していましたが、Bが自分名義で購入、軽自動車税の支払いや自賠責保険加入についても自分の名義で行っていたことなどから、裁判所は次のように述べて、Bの運行供用者責任を認め、AとBに対して各3224万円を支払うように命じました。

「Bは、中古車販売店に赴き、自分の名義で原付バイクを購入し、販売証明書の所定欄に自己を所有者及び使用者とする旨の記載をした。また、軽自動車税の申告等や、自賠責保険加入についても自分の名義で行い、必要な費用を支払った」

「Bらは、軽自動車税申告や自賠責保険に関する原付バイクの所有者または使用者名義をAに名義変更する手続きをとらなかった。また、名義変更手続きをとったかどうかを確認し、早く手続きをとるように勧めた事実も伺われない」

「Aは、化粧品店を営んでおり、商品の配達等に原付バイクを使用していたが、事故当時は弟の家から自宅に帰るためにバイクを運転していたものである。同様に仕事以外の用途で使用することもあったし、自宅車庫に置いていることもあった」

「Bは、原付バイクを自ら購入した所有者であって、Aにバイクを使用させていたとはいえ、BとAは親子であることや、ごく近隣に居住し行き来もあつ

たことなどの生活場所の近隣性からすると、Bはなおバイクに対する運行支配を失っていなかったものと推認できる」

(大阪地裁 平成21年2月16日判決)

---

## ■今日の朝礼話題

---

『霧の中の運転に注意しましょう』

9月は、まだしばらく残暑が続きそうですが、朝晩は涼しくなってきました。山沿いや北の地方では、そろそろ霧が出始める季節です。

日本では濃霧で交通事故が発生することは少ないと言われていますが、先日、英国では霧が原因となって100台以上が関係する多重追突事故が発生しました。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/09/13/tw-carcrash-on-fog/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日更新しています。

---

## ■2014 運行管理者・配車担当者手帳予約受付中

---

『2014 運行管理者・配車担当者手帳』

※仕様 A6判／222ページ／表紙ビニールレザー（黒）

※価格 1,260円（消費税込・送料実費）

昨年発売しご好評いただきました「運行管理者・配車担当者手帳」の2014年版のご予約を付けております。

2014年版は「最新の法改正」や、「Gマークの取得のための安全性評価項目配点基準」などますます資料を充実させました。また、カレンダー機能も強化していますので、スケジュール管理も快適に行っていただけます。

なお、発売は今月を予定しておりましたが、10月中旬のお届けとなる見込みです。ご予約をいただいておりますお客様にはご迷惑をお掛けしますが、もうしばらくお待ち下さい。

【※物流ニッポンで本手帳が紹介されました↓】

<http://www.think-sp.com/2011/03/04/syoukaikiji/>

【商品の詳細はこちら↓】

<http://goo.gl/c6MYvB>

---

## ■新刊出版物のご案内

---

### ●自己診断テスト

『運転者心理に潜む危険をチェックしよう』

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 105円（消費税込・送料実費）

事故の原因を突き詰めていくと、その背景には「前車が止まるとは思わなかった」など、運転者の危険な心理が潜んでいます。

本テストは、日頃の運転を振り返り、48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくと、運転者心理に潜む6つの危険について診断することができます。

カーボン式になっており、実施したその場で診断結果を知ることができますので、すぐに安全運転に役立てていただくことができます。

【↓詳しくはこちら】  
<http://goo.gl/aj3oPm>

●教育用冊子

『構内事故の危険に気づこう!』

※仕様 B5判/16ページ/カラー刷

※価格 147円(消費税込・送料実費)

トラック運送事業では、公道における交通事故だけでなく、構内事故も多発しています。

本冊子は、構内事故が起こりやすい状況を示した6場面のイラストを見て、設問に回答してもらって参加型教材です。ドライバー自身が日頃の運転習慣やヒヤリ・ハット体験などを思い起こすことにより、構内事故を起こす危険に気づいて頂くことができます。

【↓詳しくはこちら】  
<http://goo.gl/ujptD>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】  
<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成25年9月17日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～  
シンク出版株式会社

大阪市北区天満4-5-3日本プロパティビル901  
TEL 06-6809-1989/FAX 06-6809-1984  
Eメール [mail@think-sp.com](mailto:mail@think-sp.com)  
URL <http://www.think-sp.com/>

■□—————□■